

第 6 回

富里市農業委員会議事録

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第6回）

日 時 令和6年6月5日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	田	口	榮	一	
3 番	秋	元	和	子	4 番	森	田	孝	子
5 番	伊	井	義	則	6 番	塩	澤	英	一
7 番	津	田	博	明	8 番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第6回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時32分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

田口 榮一 君、関 利之 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1を議題とします。なお、本件については、同号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1と議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1と関連がありますので一括議題とします。

採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1、区分地上権設定1、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1を分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1、区分地上権設定1、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1、区分地上権設定1及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、関連がありますので現地調査及び書類審査について、一括して報告を

いたします。

担当は森田です。

なお、本件は更新案件になります。まず、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1、土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、実の口交差点から八街方面へ向かい約500メートルに位置します。現況は榊の栽培とありましたが、何も植込みがなく雑草が生えている状況でした。権利者はほかでも営農型太陽光発電設備の畑の申請がありますが、営農していない状況で現地も確認してきました。また、何度も指導していますが営農していない状況です。

次に、区分地上権設定については議案記載のとおりで、営農型太陽光発電設備の設置は議案第2号の計画変更1で議案記載のとおり、事業継承となります。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1については議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地については先程の区分地上権設定と同様です。本件は更新案件であるため、施設は設置済みのため、追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もしました。

以上、報告を終わります。

議長 しばらく休憩します。

(午後1時38分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時40分)

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

秋元委員 はい、議長。

議長 秋元委員。

秋元委員 私も耕作者が借りている農地を確認しましたが、現地は軽く草刈りをした程度で営農をしているとは言えない現状であり、全部を効率的に耕作しているとは言えない状況でしたので、少なくとも借りている農地の耕作を始めるまでは保留が相当だと考えます。保留の期間は、営農予定品目が榊であることから植える予定があればすぐにでも植えられると思いますので、2か月程度でいかがでしょうか。

議長 ほかに意見は、ありませんか。

(発言するものなし)

ないものと認めます。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 1 について採決します。

本案につきましては、耕作状況や営農計画の再確認のため、継続審議とする。なお、経過観察期間は令和 6 年 7 月末までとし、榊の作付けまでを条件とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は継続審議とすること、観察期間は令和 6 年 7 月末までとし、榊の作付けまでを条件とすることに決定しました。

議長 次に、順番が変動しますが、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更 1 について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、区分地上権設定 1 について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 1 について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1及び、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議長 次に 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定2を議題とします。

なお、本件については、同号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2と、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定2、区分地上権設定2、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2を分割して行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定2、区分地上権設定2、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について、森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定2、区分地上権設定2及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について、関連がありますので現地調査及び書類審査について、一括して報告をいたします。

担当は森田です。

なお、本件は更新案件になります。まず、農地法第3条の規定による許可申請について、

賃貸借権設定2、土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、実の口交差点から八街方面へ向かい約500メートルに位置します。現況は以前、株式会社ラキノコさんが営農していた畑で、今回、株式会社NSむつぎわアグリさんが引き受ける申請ということですが、現在は何も植え付けていなく草刈りだけをしている状況でした。農業形態は主にサツマイモを作付けしており、畑を約3,000平方メートル営農していて、労働力は1人、農機具は一式完備しています。申請地では柵を作付け予定で通作時間は車で約1時間半、現在の耕作状況も問題なく耕作しています。次に、区分地上権設定につきましては、議案記載のとおりで営農型太陽光発電設備の更新となります。次に、農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2について、概要につきましては議案記載のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地については先程の区分地上権設定と同様です。本件は更新案件であるため、施設は設置済みのため、追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もしました。

なお、設備は適正に運用されており、一般基準を満たしていると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 2 について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 2、区分地上権設定 2 については、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 2 について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 2 及び区分地上権設定 2 を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議長 次に 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 3 を議題とします。

なお、本件については、同号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、区分地上権設定 3 と、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 3 と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 3、区分地上権設定 3、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 3 を分割して行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 3、区分地上権設定 3、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 3 について、秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定3、区分地上権設定3及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定3について、関連がありますので現地調査及び書類審査について、一括して報告をいたします。

担当は秋元です。

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定3、土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、実の口交差点から八街方面へ向かい約500メートルに位置します。隣接地との境界は確定されており、進入路も確保されていました。事由としましては、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小とのことです。世帯員は1人で従農者1人です。農機具は一式完備しています。申請地は草が生えておりましたが、許可後は草を刈り柵の作付け予定です。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3、土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、先程の賃貸借権設定3と同様です。本件は更新案件であるため、施設は設置済みのため、追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もしました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定3、土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、先程の区分地上権設定3と同様です。施設の概要につきましては、営農型太陽光発電設備で詳細は記載のとおりです。本件は更新案件であるため、施設は設置済みのため、追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もしました。なお、設備は適正に運用されており、一般基準を満たしていると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、区分地上権設定 3 について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 3 について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 3、区分地上権設定 3 については、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定 3 について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賃貸借権設定 3 及び区分地上権設定 3 を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

◎議案第 2 号

議 長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、所有権移転 1 を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、新橋の東京中央木材市場株式会社に隣接しているところになります。農地区分は第2種農地です。転用事由は資材置場でトラック5台、木材等の梱包、砕石、などの資材置場として利用します。資金等については、残高証明が事業総額より多いことを確認しました。また、埋立てはせず、整地のみの申請となります。農振は、平成10年6月10日全体見直しで変更済みです。

以上のことから、許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1を議題とします。田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は田口です。

概要は議案書のとおりです。申請地は、県立富里特別支援学校から南へ約600メートル位の場所です。事業概要について、農地区分は、集団農地10ヘクタール以上の第1種農地です。

原則不許可ですが、例外規定の住宅に該当します。権利者と義務者は親子で、父の住む住宅の隣接に住宅を建設することで効率が良いため選定されました。農振につきましては、令和6年4月22日に除外されています。用途は専用住宅で工期は許可後から令和6年12月末を予定しています。雨水、汚水は宅内処理。周辺農地の境界にはブロック塀とフェンスを設置し、営農への被害及び土砂流出を防ぎ、日照通風に関しての影響はないと判断します。工事中はバリケードで第三者の侵入を防ぎ、外周のブロック塀工事を先行して行うとのことです。

なお、資金等については、残高証明が事業総額より多いことを確認しました。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第1号

議長 長 次に、報告案件に移ります。日程第5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用の届出について、御報告いたします。

次第の13ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 2 時28分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員